時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿六年十二月廿三日土曜日
舊曆癸巳十一月十六日（甲、午）
日　出午前六時四十九分　入午後四時三十一分
月　出午後四時二十分　入午前六時五十分
滿潮　午前四時三十八分　午後五時五分
（西曆一千八百九十三年）
年始より三百五十七日
年末まで八日

歲首歲末の時事新報

來る二十七年一月一日は月曜日に當り新報休刊の例日なれども年頭早々の休刊は公衆の不便なるを以て本社は休刊を四日に延べ一日二日三日の三日共發刊す

廣告申込の締切期限

來る三十一日より一月二日迄の紙上は例年廣告揭載の依賴頗る多く且つ此三日間は本社臨時に紙數を增刊するを以て印刷上の都合により廣告申込の期日を左の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依賴に應ずる能はざる事あるべし

三十一日の紙面に揭ぐる廣告　來る二十九日限り
一日の紙面に揭ぐる廣告　同
二日の紙面に揭ぐる廣告　來る三十一日限り

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一	日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津、	一箇月	金拾三錢
二	南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國	一箇月	金六拾錢
三	北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋	一箇月	金三拾錢
四	香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲	一箇月	金六拾五錢
五	露領浦潮斯德、淸國諸港	一箇月	金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に社保存せず

時事新報

人生恨事多し

衆議院の停會を命ぜられたるは條約厲行建議案及び千嶋艦事件上奏案云々の爲めなりと云ふ果して然らば停會を命じたる政府の意向將た停會を命ぜらるゝ迄に進行したる議會の內情如何に拘はらず表面上この衝突は外交政策に關する官民の衝突にしてツラ〳〵回顧すれば其今日あるも亦自から偶然ならざるが如し抑も我國が條約を改正して外交上の屈辱を雪がんとは多年來官民一致の大願にして種々の苦心經營も皆これを成就せんが爲めに外ならざりしが時勢意の如くならず遲々歲月を空過し來りしより在野一種の政治家輩が世の攘夷的思想を煽起して恰も改正事業の至難なるをば知らざる者の如くし眞正面に政府の措置を攻擊して當局者をして內外板挾みの窮境に立到らしめたるは正に昨今の狀勢なり從來は當局者も成る可く事を穩便ならしめんとして人民に對しては改正事業に着手しつゝある樣の觀を裝ひ外國に對しても亦間がな隙がな其同意を引くに油斷なかりしならんと雖も內の事情も整ひ兼ねて思ひ切つたる談判にも及ぶ能はざりしに今や彌縫の策も盡きて停會以て議會の言動を鎭撫せんとするの場合に至りたる次第なれば假令ひ一時は之によりて聊か休息を得るにもせよ遠からず再度の動搖を釀さんは必然なるのみか却て鎭撫策に激せられて反動の氣勢を增すことならんなれば爰に外政上に新生面を開きて兎も角も議會に應接するの妙案を得るに非ざるよりは到底その抵抗に堪へざることなる可し攻擊論者の言ふ所は元是れ攘夷的思想に根據を托するものなれば其氣燄鋒鋩の向ふ所單に政府に止まらず眼を轉じて外國外人を惡み延いて國際の難事を生ぜんことも亦知る可らず其性質極めて危險なるものと云ふ可し從來民間の政治家輩が專ら藩閥情實云々を以て政府を攻擊するの辭柄となし來りしが此の如きはツマリ人民同士の事にして甲乙丙丁唯その起伏に任するも不可なけれども對外的の事件を以て武器となすの爭に至りては政府も亦これを遇するに內爭を處すると同一の筆法を以てす可らざるなり

抑然らば之を如何せんと云ふに我國の所望は本來對等條約に外ならざるが故に此目的を達するを得ば現條約厲行の如き素より其用を見ざる譯なれども不幸にして對等は實際に行はるゝの見込なければ一步にても對等に近寄るを以て目的と爲し而して一方に於て現條約の施行餘りに弛廢するは却て改正の進路を妨るの障害となるが故に所謂强硬主義を採りて國法の體面を全ふす可し即ち强硬と云ふも彼の攘夷的論者の如くならずして畢竟改正の目的を達するの方便として自重の事實を示すに止まるのみ空論放言は之を弄するに勝手なれどもイヨ〳〵實地談となれば此邊こそ頂上にして彼の厲行論者の中にても少しく心ある者は竊に胸に頷きつゝあることならん是に於て我輩は去る明治二十二年に於ける大隈伯の條約改正事業を回想して轉た遺憾なき能はず伯は現條約を實施するの點に於て强硬の主義を取りたる者にして强硬の文字は實に伯の政策を評するに始まりしなり伯は條約を改正するの點に於て未だ完全ならずと雖も其案は著しく進步したるものにして十二箇年の後に於て對等に達するの期限を約したり若しも當時首尾よく成功を告げたらんには對等を期望するにも待甲斐ありしならんに不幸にして其事行はれず今や對等條約を締結するか現條約を厲行するか二ツに一ツの外なきが如き頗る急迫の境遇に會したるこそ遺憾なれ當時伯の改正案を攻擊したる朝野の論客とても指を屈すれば爾來最早や六閱年ならんとして伯が約束したる十二箇年の期限も殆んど半を過ぎんとすることなれば自から顧みて烏兎の匆々たるに驚くことならん而して事業の成績を問へば依然として對等の域に達せざる上に今また再び伯の筆法を襲用するの外他策なきに至りたりとは是れ豈人生の恨事と云はずして何ぞや

然りと雖も大隈伯は當時に在てすら反對の攻擊を受けて殆んど其身を危ふしたり況んや今日に於て聊かにても不滿足なる改正をなすことあらば必ずや非常の激動を釀さんこと復た疑を容れず今の當局者中果して此渦中に身を投じて勇斷するの決心ありとするも現內閣は既に外交上に於て充分の滿足を與へんことを宣言したることなれば今更ら明治二十二年の昔に遡らんとするも事情の許さゞる所なるべく左ればとて對等條約の見込もなき上は是非に及ばず爰に端緒を改めて大英斷なかる可らず其委細は閣員の心に問ふて發明する所ある可し或は是れも能はずとせば對議會策の困難なるは實に從來の比に非ざるに至る可し我輩は敢て政府の維持の爲めに立言するに非ず內閣の安危は憂るに足らずとするも唯今日の如き優柔不斷にては天下一般に攘夷的思想の極度に奔らんことを恐るゝのみ

官報

○司法省令第十九號

裁判所構成法第三十一條一項ニ依リ明治廿七年一月四日ヨリ奈良地方裁判所管內五條區裁判所及安濃津地方裁判所管內上野區裁判所ニ支部ヲ置キ其管轄左表ノ通相定メ重罪公判及ヒ豫審ヲ要スルモノヲ除ク外地方裁判所ノ裁判權ニ屬スル民事刑事第一審ノ事務ヲ取扱フ

明治二十六年十二月二十二日　司法大臣　芳川顯正

支部	管轄區裁判所
五條	五條　高田（廣瀨郡葛下郡王寺、上牧、志都美、下田、二上五位堂、當麻ノ各村ヲ除ク）
上野	上野

○外務省告示第二號

在外帝國公使館領事館貿易事務館ヨリノ諸報告中通商航海ニ關スルモノヲ編纂シ通商彙纂ト題シテ當省ニ於テ每月刊行シ明治二十七年一月一日以後郵稅先拂ヲ負擔スル者ニ配布スヘシ但部數限アルニ付其配布ハ左ノ順序ニ依ル

一　北海道廳府縣廳
二　商業會議所
三　其他ノ希望者

右配布ヲ受ケントスル者ハ外務省通商局ニ其旨申出ツヘシ

明治二十六年十二月二十二日　外務大臣　陸奧宗光

○內務省告示第七十二號

一だいこくだね、二四六ヲハン（大黑形兌換紙幣ニ摸擬シタルモノ）一葉　發行人未詳

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁ス

明治二十六年十

○內務省告示第七十三號

大坂府
一明治二十七年九星表
右出版物ハ略本曆類似
ス
明治二十六年十

○內務省告示第七十四號

京都市下京四條
一明治二十七年農商必要便
一明治二十七年重寶
京
右出版物ハ略本曆類似
ス
明治二十六年十

○內務省告示第七十五號

靜岡縣敷知郡
一明治二十七年九星早
右出版物ハ略本曆類似
ス
明治二十六年十

○內務省告示第七十六號

神武天皇即位紀元二千五百五十四年
一明治二十七年甲午九
神武天皇即位紀元二千五百五十四年
一明治二十七年甲午九
右出版物ハ略本曆類似
ス
明治二十六年十

○內務省告示第七十七

一日本銀行兌換銀券一圓
（武內大臣ノ畫像ヲ
右出版物ハ安寧秩序ヲ
發賣頒布ヲ禁ス
明治二十六年十

○遞信省告示第二百八

萬國郵便條約實施細目
領殖民地ノ部第三項英領
アン」ニ關スル項目ヲ「
トルメント」ノ項目左
明治二十六年十

第一欄	第二
ストレート、セツトルメント、英領北「ボルネオ」及「ラブアン」	ドラル、八セント

雜報

○小田原電氣鐵道

馬車鐵道を電氣鐵道に改
縣廳に出願せしに縣廳は
とて目下開會中なりし縣
の縣會に於て全會一致を
農商務省に出願し認可を
詳細を聞くに小田原馬車
以來多少の故障なきにあ
近年は一割以上の利益配
員は一層規模を大くして
起し去る二十三年十月
吉田義方、今井德右衛門